第1号様式の６（第４条関係）

同意書

１　医療的ケア児・障害児クラスの入園申請に当たり、保育の実施に関する事務取扱要綱（昭和５５年４月２５日５５港福祉第１６３号。以下「要綱」といいます。）第４条第２項で定める「児童状況表（第1号様式の２）」、「保育の活動の目安（第1号様式の５）」、「医療的ケア実施申込書（第1号様式の７）」及び「医療的ケアに関する主治医意見書及び指示書（第1号様式の８）」を提出する必要があります。

　　・内容について、主治医に直接意見、助言及び指導を受けることがあります。

　　・内容について、港区関係部署、嘱託医、相談医、連携医療機関等と情報共有を行います。

　　・内容について、集団保育を行う上で必要な範囲で、他の在園児童や保護者との間で情報共有する場合があります。

２　児童の状況が変わった場合や年度が変わった際には、改めて「児童状況表（第1

号様式の２）」、「保育活動の目安（第1号様式の５）」、「医療的ケア実施申込書（第

1号様式の７）」及び「医療的ケアに関する主治医意見書及び指示書（第1号様式の

８）」の提出を求めることがあります。

３　児童の状況が変わり、集団保育ができないと主治医、障害児協議会等が判断した

場合や医療的ケア児・障害児クラスで実施できない医療的ケアが必要となった場合には退園となります。

４　保育園では、要綱第４条第２項に定める「医療的ケア実施申込書（第1号様式の７）」及び「医療的ケアに関する主治医意見書及び指示書（第1号様式の８）」に基づき医療的ケア、保育及び緊急時の対応を行います。指示されていない医療的ケア等は行えません。

５　登園前の健康観察、検温等を必ず行い、児童の体調を確認の上登園してください。

　　少しでも通常の様子と異なっている場合には保育園の利用は控えてください。

　　保育園での朝の視診において体調が悪いと施設長が判断した場合には、お預かりできません。

６　保育園への送迎は必ず保護者（又はそれに代わる方で保育園にその旨をあらかじめ伝えてある方。以下同じ。）が行い、児童の様子を保育士、看護師に伝えてください。

７　保護者は、保育園からの連絡が常に取れる状態にしてください。通常の勤務先とは違う場所で仕事などをされる場合は、必ず保育園にお知らせください。児童の体調の変化等による迎えの要請をした際は、速やかに迎えに来てください。

８　集団保育では、感染症にかかるリスクが高くなることがあります。在籍園に通う児童が一定数以上感染症にかかった場合には情報提供を行いますので、その上で利用の判断を行ってください。また施設長がお預かりできないと判断した場合には、登園をできません。

９　災害発生時には、可能な限り速やかに迎えをお願いします。また、災害時用に３日分の食事並びに医療的ケア及び生活に必要な物及び薬を用意してください。保育園でお預かりし、災害時発生時に必要に応じて使用します。

１０　医療的ケアの実施に必要となる医療機器、医療用具、消耗品等については保護者の費用負担の上、用意して頂きます。また、これらについて、点検及び整備をしてください。

１１　主治医に対する診療報酬、文書料等は、保護者が負担します。

１２　緊急時に医療機関を受診した際には、保護者の費用負担が発生する場合があります。

その他、保育園との間で取り決めた事項を遵守していただきます。

（宛先）港区福祉事務所長

以上に掲げる事項について、全て同意します。

年　　　月　　　日

保護者署名